

# 子育て環境の充実について

～ 乳幼児編 ～

平成 1 4 年 7 月

東京都市長会

## は　じ　め　に

2002（平成14）年1月末に厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、日本の総人口は2006（平成18）年にピークを迎えた後に減少が始まり、2050（平成62）年には現在より約20%減少した、およそ1億60万人になると予測されている。

出生数は1973（昭和48）年をピークに年々減少しており、1999（平成12）年にはとうとう120万人を割り込んでしまった。合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）を見ると、人口を維持するために必要な数値は2.08といわれているが、1966（昭和41）年の「ひのえうま」の年が1.58と極端に落ち込み、1989（平成元）年にはそれを更に下回る1.57を記録し、「1.57ショック」という言葉を生み出し大きな社会問題となった。

その後、少子化対策が国家的な課題となって、医療、福祉、社会保障、雇用、教育等のあらゆる改革に影響を与えてきている。

少子化がもたらす社会への影響は、人口の減少はもとより、介護、年金、医療といった社会保障制度における給付と負担のアンバランスについて、将来的な不安をもたらすことである。その解決を図るためには、給付に必要な負担を求めるか、労働人口を増やして財源を確保しなければならなくなるが、近年の経済の落ち込みは、完全失業率を5.6%（2001（平成13）年12月）という過去最悪にまで押し上げてしまった。企業は、人件費の抑制と効率的な人員配置という視点から常勤雇用者を削減し、身分が不安定で社会保険に加入しない女性のパートタイム労働者を増やさざるを得なくなった。

その結果、女性の就労志向の増大も影響し、都市部を中心に保育所の待機児童が増えつづけ、特に、0歳、1歳、2歳の待機児童を解消するため、都道府県や市町村では様々な方策を検討し、保育所等の整備やサービスの拡充を図ってきた。

しかし、乳幼児期に家庭で子育てを行っている親への支援や、地域が担う子育て支援、男性の育児への参加や子どもとの関わりについても、子どもの心身の発達のためには重要である。また、凶悪事件や麻薬等薬物事件の低年齢化や残虐化、子育て能力が十分とはいえない親による児童虐待や配偶者による母子への暴力が大きな社会問題として取り上げられるたびに、家庭のあり方や親子の関係が話題となっている。

子どもを育てる環境と子どもが育つ環境を整備・充実するということは、単に保育施設の整備やサービスを充実すればよいということではなく、雇用・労働環境を

はじめ、家庭で保育する親への支援、母子保健事業、育児相談の充実等々多岐にわたる。しかも、それぞれの根が深く、また複雑に錯綜していることから、行政にとっては単一的な課題でなく、解決策を見つけづらい大変大きな課題となっている。

いま、子育てに関する論議は極めて幅広く多様であり、これらは家庭での保育と保育所や社会での保育におけるバランス論議とも受け取れる。そして、これらの議論は、子育てを行う中で培われる親子の絆を深めることの大切さを確認しつつ、子育て支援にどう位置付けるべきかという示唆とも思われる。

そこで、東京都市長会では、子育て・子育て環境を充実させるということ、単に少子化対策という視点からだけではなく、安心して子どもを産み育てられる社会環境の構築と、次代を担う子ども達が心身ともに健やかに成長することのできる社会を創ることを重要課題と位置付け、子ども施策の一層の充実を図ることとした。

また、少子化に関する論議の中では、子育ての負担感や難しさばかりが強調されることがある。しかし、育児は辛いことばかりではなく、子どもからたくさんの喜びを受けることのできる素晴らしい世界であり、子育ては社会的にも大変価値があるということを伝えていかななくてはならない。そして、母親と父親が楽しみながら子育てが行えるように、行政だけでなく地域を含めた社会全体で支援をしていくことが重要であると考えます。

なお、子育て環境といっても児童福祉法では18歳未満を児童と定義するなど、年齢的にも内容も広範囲に渡ることから、今回は就学前の児童を対象に、子育てする親、仕事を持つ親への支援としての施設整備や施設運営並びにサービスに関する施策と、母子保健、児童虐待の防止といった予防的視点からの施策について、「乳幼児編」としてまとめたものである。

また、今回の提言をまとめるに当たり、乳幼児の子育てを現在行っている女性や子育てを経験した女性の声を直接聞く機会を、グループヒアリングという形で開催（実施概要は資料として添付）した。女性が仕事を持っている場合や持っていない場合、祖父母が近くに住んでいるかいないかなど、支援の内容や求めるサービスに違いはあるものの、市民からの貴重な生の声として参考にさせて頂いた。

# 目 次

待機児童が増加した背景と対策		
1	出生数の減少と雇用環境	1
2	待機児童の実態と対策	3
求められる子育て支援サービスの充実		
1	子育てをめぐる状況	4
2	子育て家庭のための施設整備	5
3	行政が行うべき子育て支援サービス	6
新たなニーズに応えられる仕組みづくり		
1	民間のノウハウを生かした施設の運営	9
2	幼稚園の弾力的運営と新たな子育て施設の検討	12
3	市民の自主的活動への支援	13
子育て支援としての保健医療事業の充実		
1	母子保健事業の新たな展開	14
2	乳幼児医療費助成制度の充実	14
3	小児救急医療体制の整備	15
児童虐待を防止する取組みの強化		
1	児童虐待問題の深刻化	17
2	児童虐待防止ネットワークの構築	18
子どもが育つ環境の整備		
1	遊び場環境等の整備	19
2	子育て・子育てにおける男性の役割	20
各市が取り組む施策の提言		
1	認証保育所の固定資産税及び都市計画税の減免	21
2	児童虐待防止協議会の設置	21
子育て支援に関する国等への要請		
1	育児休業制度と所得補償の充実	22
2	児童手当の充実と乳幼児医療費助成制度の創設	22
3	(仮称)子育て環境充実交付金制度の創設	22

## 待機児童が増加した背景と対策

### 1 出生数の減少と雇用環境

#### (1) 出生数の減少と女性労働人口の増加

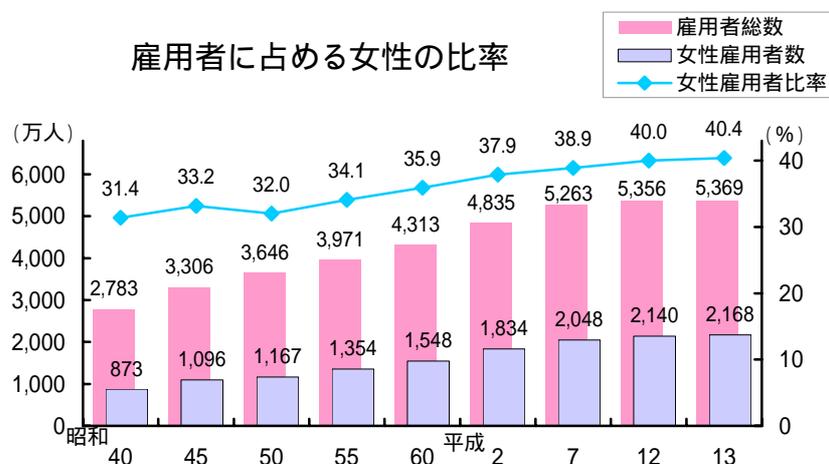
1999(平成11)年以降の出生数は120万人を割り込み、合計特殊出生率も全国平均で1.33にまで低下し、東京都では1.00(「平成13年人口動態統計月報年計(概数)の概況」2002(平成14)年6月厚生労働省発表)となつてしまった。結婚観の変化や高学歴化、女性の社会参加等が要因となって晩婚化や晩産化が進むとともに、子どもを持たない家庭の増加や生涯未婚率の上昇などが少子化を招いてきた。

近年では、高学歴化に加え個人の生き方が多様化するとともに、若者の結婚観も変化してきており、結婚や出産に対する意識の多様化が進行している。

また、家庭と仕事の両立に対する負担感、親から独立することへのためらい、親と同居することによる居心地の良さ等が要因となって、生涯未婚率も上昇してきている。

出生数が減少している要因では、養育費、教育費等をはじめとした子育てに費用がかかりすぎることや、首都圏では住宅の確保に費用がかかるといった経済的要因に加え、育児に対する不安感や育児と仕事の両立に対する負担感等の精神的要因が増加傾向にある。

また、雇用者総数に占める女性雇用者比率は2001(平成13)年には40.4%となり、21年間で60.1%の伸び率を示すとおり女性の就業が進んでいるが、女性が仕事をしたいと考え社会進出が進んでも、固定的な男女の役割分業意識と雇用慣行、それを支える企業風土の存在も未婚化や少子化の背景にあると考えられる。



資料:総務省統計局「労働力調査」

国は、少子化に伴って労働人口が減少すると、給付と負担のアンバランスにより、社会保障経費の財源が不足するため、労働人口を増やす施策として、高齢者の雇用や女性の就業を積極的に支援してきた。

ところが、長引く景気の低迷により企業は、経営の安定と効率化を図るため、中高年のリストラと新卒者の採用を減らし、女性のパートタイマーや契約社員といった、身分の不安定な非常勤雇用者を増やさざるを得ない状況となってしまった。今まで正社員の補完的な役割をしていたパートタイム労働者が常勤化し、業務内容も臨時的業務から恒常的業務へと移行しつつある。

そして、女性の就業が進み、乳幼児を抱える女性の非常勤雇用者が増加したことから保育所需要が高まり、待機児童が増加してきたといえる。

## (2) 求められる雇用環境の整備と負担軽減

出産後も仕事を続けたいと思っている女性や、子どもが2～3歳までの間は自分で育てたいと考えている親に対する施策である育児休業制度は、一層の充実が求められる。働く親が仕事と子育ての両立を可能にするための職場復帰を保障し、かつ、職場も支援する雇用環境の充実が、少子化対策の視点からも期待される。

子どもの乳幼児期に家庭で子育てを行いたいと考えている親にとって、国家公務員及び地方公務員の育児休業の対象となる子の年齢が、1歳未満から3歳未満までに引き上げられたことは大きな進展であり、今後は、企業への拡大が求められる。

また、休業に伴う所得補償について、現行では休業前給料の40%が、児童が1歳になるまで支給されているが、育児休業の取得率を上げていくには、収入の80%（360日間）を保障するスウェーデンをはじめとした先進的な諸外国の制度も参考にしながら、給付率と給付期間について一層の充実を図る必要がある。

なお、現行の育児休業制度では非常勤雇用者が対象となっていないが、働く者の誰もが子育てしながら仕事ができるよう、制度の改善が求められる。

また、子育てしながら仕事をすることを社会的に支援するためには、企業の協力、努力も必要である。仕事と家庭の両立を支援する独自の制度を備え、男性でも育児休業をはじめとした育児参加のできる職場環境を整備することが強く求められているが、多くの職員が働く企業にあっては、地域との連携も視野に入れた企業内保育施設を整備する必要もある。

また、子どもを養育する親に対する負担を軽減する方策は、税法上の扶養

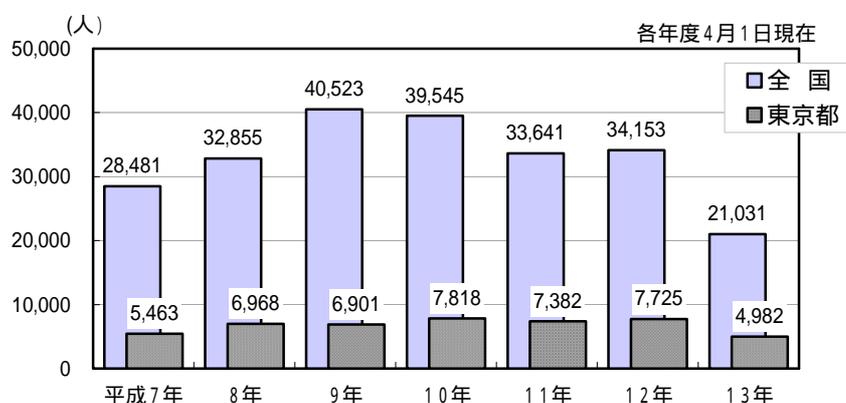
控除と児童手当等の給付という二通りから成り立っているが、子育てに関する直接的費用が増加していることによる経済的負担感は、少子化の大きな要因となっている。今後は、負担軽減を受けている意識の少ない税控除から、養育費の負担感を緩和させる効果的な方法として、直接給付に重点を置いた施策にシフトすることが求められる。そのためには、児童手当の支給額が月額5千円から第3子以降と同様に月額1万円程度になれば、親の経済的負担感を少しは和らげることができるのではないかとと思われる。

## 2 待機児童の実態と対策

女性の非常勤雇用者の増大とともに、都市部において認可保育所の入所を待つ0歳から2歳を中心とした待機児童が急増し、全国で約2万1,000人（2001（平成13）年4月1日現在）が待機しているが、26市には全国の1割に相当する2,121人の児童が待機している。

国は、保育所の拡充のために少子化対策臨時特例交付金制度や、定員の弾力的運用、民間企業の参入等の規制緩和を行っており、各自治体も施設の拡充等を行ってはいるものの、首都圏及び近畿圏等の大都市部の待機児童は一向に減少していない。

保育所待機児童数の推移



備考:平成13年度の待機児童数は、保育室等の公費助成を行っている施設に入所している者等を除いてある。(厚生労働省資料)

さらに、多摩地域をはじめとした大都市近郊では、育児休業期間の終了に伴って仕事に復帰する親や、保育所に子どもを預けることができたら仕事をしたいと思っている親も多い。

仕事をしたい理由は人それぞれだが、各市は、待機児童の解消を図るために、認可保育所の乳幼児を中心に保育定員を増やしたり、認証保育所を新たに設置

するなど様々な対応を行っている。また、待機児童の現状は広域的に見ると、地域、年齢、保育時間など、需要と供給のミスマッチから発生している場合もある。しかし、女性の就労の増加に伴って見込まれる保育需要の拡大を視野に入れ、学校の空き教室を活用して保育所の分園を設置するなど、更なる保育所の充実が求められている。そのためには、待機児童の実態と地域の保育需要を的確に把握するとともに、数値目標を示した具体的な待機児童解消プランを早急に策定する必要がある。

## 求められる子育て支援サービスの充実

### 1 子育てをめぐる状況

#### (1) 子育てに悩む親の増加と地域の状況

核家族化や地域における人間関係の希薄化等により、家庭で子育てをする親が孤立し、子育てに対する不安や負担感が増大していると言われている。身近に相談相手のいない子育て経験のない若い母親が、独りで子育てに悩み、育児ノイローゼになるようなケースや、母親同士の付き合いの中でストレスを感じる人などが増えており、子育てに悩む親に対する社会的な支援が求められている。

これからは、次世代を担う子ども達を、家庭のみならず地域や社会全体で育てていくという認識のもと、子育てをする親及び子どもの育ちを社会的に支援していくことが重要である。

ただ、地域の姿は、都市化の進行に伴い変化しており、かつての地縁機能は失われつつある。今後は、かつての地縁機能に代わる新たな地域でのかわりかたが重要であり、ファミリー・サポート・センターや子育てNPO、子育てサークル等に見られるように、身近な地域で、目的に応じた人間関係のネットワークをいかに築いていくかが問われているのではないだろうか。

#### (2) 多様な子育て支援サービスのニーズ

母親の仕事の有無、ひとり親等、子育て家庭の状況は多様であり、子育て支援サービスのニーズも多様化している。

これに対して、行政、社会福祉法人、企業、NPOなど多様な主体が、規制緩和の流れの中、様々な手法でそれぞれの特徴にあったサービスを提供しつつあるが、まだまだ新たに生じる様々なニーズに追いついていない状況である。特に東京においては、一時保育、延長保育、産休明け保育、病後児保

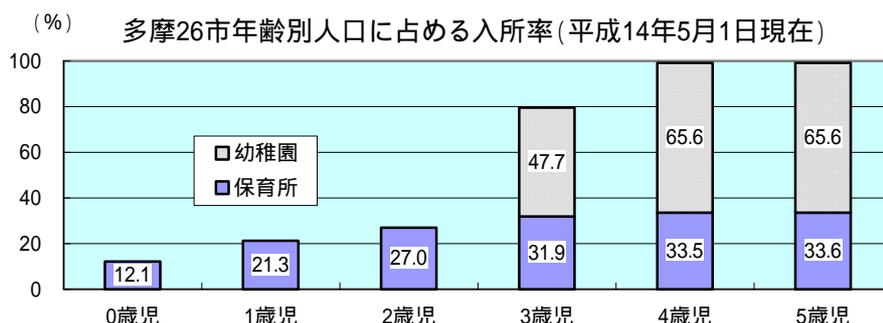
育等の大都市特有のニーズへの対応が緊急の課題となっている。

このような多様なニーズに柔軟に対応していくために、行政は、あらゆるサービス供給主体との連携を深め、強化していく必要がある。

また、多様な保育ニーズに応えるためには、保育所をはじめとした子育て関連施設の職員の資質の向上を図る研修制度の充実や、地域の子育てに関わる人材育成や指導についても検討する必要がある。

## 2 子育て家庭のための施設整備

子育てに関する行政の施策は、保育所等の施設整備の充実に見受けられるように、仕事を持つ親への施策、いわゆる「保育に欠ける児童を持つ家庭」への支援に大きなウエイトが占められていた。しかし、保育所の入所率から見てわかるように、0歳から2歳までの児童の約80%が家庭を中心に保育されており、今後は、家庭で子育てを行っている親への支援を含めた「保育を必要とする家庭」への施策について、一層の充実が求められている。



備考：保育所は認証保育所を含み、幼稚園は類似施設を含む。

東京都市長会事務局調査

家庭で子育てしている親に対する施策としては、子どもの遊び場を整備することのほか、子育てに対する精神的不安を解消するための、育児相談をはじめとした総合的な支援が必要であり、そのようなサービスが行える施設の設置が強く求められている。また、総合的、面的な支援を行うには、地域全体がネットワーク化されることが必要であり、複合的な機能を備えた子ども家庭支援センターの役割が重要となってくる。

調布市では、ひろば事業やショートステイ、トワイライトステイをはじめ親育てのためのエンゼル大学を開講するなど、総合的な機能を備えた子ども家庭支援センターを、2001(平成13)年に開設している。

## 子ども家庭支援センターの設置状況（平成 14 年 4 月 1 日現在）

区域	設置自治体数	設置か所数
多摩 26 市	16 市	17 か所
特別区	17 区	18 か所
町村部	1 町	1 か所
東京都 計	34 市区町	36 か所

資料：東京都福祉局子ども家庭部子育て推進課調査

子育て支援は、行政が一方的に提供する「支援」から市民が自ら選択して利用する「サービス」へと変化しつつあり、必要なサービスの提供をコーディネートする機能を持つ施設が必要となる。そこで、地域の実情や地域のニーズに合わせた子ども家庭支援センターの設置が求められてくる。

### 3 行政が行うべき子育て支援サービス

#### (1) 子育て相談等の充実

子育てには様々な悩みがつきものであるが、身近に相談相手がいない、いつでも相談できない、どこへ相談していいのかわからないという親が多く、孤立し、不安やストレスで悩んでいるといわれている。

また、そのはけ口が子どもに向かい、虐待につながるケース等も指摘されており、相談機能の重要性が高まっている。

各市における相談窓口は、従来、保健センター等での育児相談が中心だったが、今後は、親の精神的不安や、児童相談所等他の機関に関係する複雑な相談にも対応できる体制が必要である。特に、高度な専門性が求められる相談に対応するために、子ども家庭支援センター等の中心となる相談窓口には、弁護士や精神科医等の専門家による相談員への支援が必要である。

子ども家庭支援センターにおける相談事業の一例として、三鷹市で実施された「家族全体を視野に入れた支援（ファミリーソーシャルワーク）」のモデル事業が挙げられる。これは、東京都の 2000（平成 12）年度補助事業として行われたもので、問題事例への援助過程における児童相談所、保健センター、医療機関等との連携や、その後のきめ細かな対応等が評価されている。

また、小平市では、保育所、地域センター等地域の既存施設を利用して、市内 19 か所で「子育て相談事業」を行っており、市域全体で広く実施することで利便性が確保され、地域の若い親に安心感を与えている。

こうした相談事業と併せて、子育てに関する正確な情報や知識を親に提供し、子育ての悩みの軽減や親自身の力を引き出すため、親を対象とした子育て講座等の事業も充実する必要がある。

## (2) ひろば事業の充実

親子連れ同士が気軽に交流できる場として、従来は公園が大きな役割を担ってきたが、近年は子ども家庭支援センターや児童館等で実施しているひろば事業の人気の高い。職員が常駐しているので、子どもを安心して遊ばせられることや子育ての相談もでき、気軽に交流できることなどがその理由として考えられる。

その一例として、武蔵野市の「0123 吉祥寺」、「0123 はらっぱ」という施設が挙げられる。ここでは、0歳から3歳までの乳幼児とその親を対象としたひろば事業を実施しており、地域に根ざした交流の場として、毎日大勢の親子が利用している。特に、土日も2つの施設のどちらかが開館しているので、平日利用できなかった親子も利用できる点は大きい。ここでは、「武蔵野市子ども協会」に管理・運営が委託されており、「みんなで子育て」の理念のもと、スタッフの細やかな配慮による運営が評価されている。

また、親同士の交流から子育てサークルも生まれており、サークル活動の場としても利用されている。

このように、子育て中の親が、情報交換を行い、仲間同士助け合うことは必要なことであり、密室育児や育児ストレスを軽減し、子どもの育ちを助けるためにも、様々な方法でひろば事業を充実していく必要がある。

また、今後は、常設の専用施設に集まってもらうだけでなく、地域住民の交流を深め、子育てサークルを積極的に育成するという観点から、地域の集会場や学校の空き教室等の施設を利用して、ひろば事業を地域に「出前」していくことも必要である。

## (3) ファミリー・サポート・センターの充実

親が急用で保育所や幼稚園に迎えに行けない時に代行してほしい等、変則的なニーズには、行政による直接的なサービスで対応しきれない場合がある。このような場合、地域住民同士の会員互助組織であるファミリー・サポート・センターがあると、小回りがきくサービスが受けられるので、親にとって心強い存在である。

これは、1994(平成6)年に旧労働省が、少子・高齢化が進む中、育児・介護を行う労働者が安心して働き続けるための施策の一つとして、親の仕事

と育児の両立を支援するために始めた事業で、2001（平成13）年度からは、幅広い保育需要に対応するため、自営業者や家庭の主婦も援助を受けられるように改正されている。

ファミリー・サポート・センターのシステムは、育児の援助を受けたい人が、援助をしたい人から援助が受けられるように、センターの職員が仲介し、お互いを紹介していくというもので、かつての地縁機能に代わる相互援助活動を組織化することで、地域の間人関係の再構築や子育ての伝承等も期待できる。

#### ファミリー・サポート・センターの設置状況（平成14年5月現在）

区域	実施自治体
多摩26市	12市
特別区	20区
町村部	1町
東京都計	33市区町

資料：東京都産業労働局労働部労働環境課調査

設置主体は市町村で、社会福祉法人等に運営を委託している所が多かったが、2000（平成12）年に町田市が全国で初めてNPOに委託を行っており、今後の新たな方向として期待される。多摩地域で設置している市は少ないので、全市において設置し、サービス内容も一層の充実を図る必要がある。

なお、清瀬市、武蔵野市などには、多様な市民ニーズに対応するファミリー・サポート・センター的な事業を実施している市民団体もあり、今後のファミリー・サポート・センターの設置、運営のあり方について検討する必要がある。

#### （4）多様な保育サービスの推進

家庭で保育する親が、出産や病気等により一時的・短期的に自宅で保育することが困難で、他に頼る所がない場合に対応するため、保育所や子ども家庭支援センター等での一時保育やショートステイサービス事業等を充実していく必要がある。

特に、一時保育は、緊急一時保育のみならず、パートタイム等の就労形態に対応する非定型的保育（週3～4日）や私的理由による保育まで利用できることが求められている。

働く女性の増加と就労形態の多様化に伴う保育ニーズも切実である。今や男女を問わず、様々な時間帯での就労形態が見受けられるが、親の就業時間に合った保育サービスが受けられることが一番望まれている。しかし、保育所の開所時間が親の希望する時間に合わないため、ベビーシッターに預ける二重保育などで苦労している親が多い。保育所の延長保育は、様々な議論を経ながら少しずつ進んできてはいるが、実施している保育所は決して十分とはいえない。（2001(平成13)年10月1日現在、26市全体で午後7時以降に閉所する保育所の割合は、公立50.0%、私立59.3%。「社会福祉施設等調査報告（東京都）」より）

また、病気やけがの回復期であるために子どもが保育所に行けず、親も仕事を休めない場合で、子どもの預け先がなくて苦労している親も多い。看護休暇制度等職場環境の整備も望まれているが、病後児保育への対応も強く求められている。

行政に求められる様々な保育サービスの中でも、働きながら子育てを行っている親への支援は、子どもに過度の負担を与えないよう配慮する必要があるが、延長保育と病後児保育にあっては、一層の充実が求められる。

#### 各種保育サービスの実施状況

	一時保育	ショートステイ	病後児保育
<b>多摩26市</b>	7市	9市	11市
<b>特別区</b>	10区	9区	5区
<b>合計</b>	17市区	18市区	16市区
<b>集計時点</b>	平成13年3月	平成14年3月	平成13年11月

一時保育の数値は、緊急一時、非定型、私的理由の利用がすべて可能で、認可保育所で実施しているもの。

資料：東京都福祉局子ども家庭部子育て推進課調査

### 新たなニーズに応えられる仕組みづくり

#### 1 民間のノウハウを生かした施設の運営

##### (1) 民営保育所の推進

待機児童解消の問題をはじめ、夜間、休日保育など都市部において特にニーズの高い保育サービスがあり、今後さらに増大していくと考えられている。

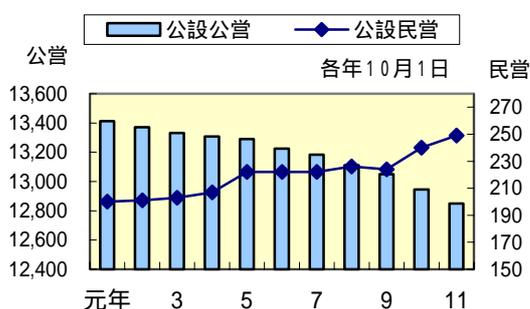
一方、公立保育所は民間に比べコストがかかっているにもかかわらず、時間延長や一時保育など保育サービスの実施率が低いというデータもあり、各市とも厳しい財政状況のなかで、保育所の運営についてサービスの拡大と効率的な運営という困難な課題を解消していく必要に迫られている。

こういった課題への対応として保育所の民営化、業務委託を進める自治体が全国で増加している。多摩地域でも、2001（平成13）年4月に三鷹市が全国で初めて企業への運営委託を行ったり、東村山市では株式会社が設置、運営する認可保育所が開園するなど、運営の効率化と保育経費の大幅な削減を実現している。

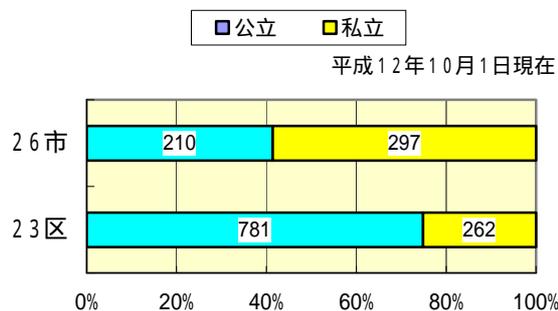
社会福祉法人、企業などの民間は、運営の効率性ととともに利用者のニーズに応えるノウハウに優れており、各家庭の状況に応じた様々なニーズに迅速に対応していくことができる。これまでも多摩地域では区部に比べて民間保育所の割合が高く、重要な役割を担ってきたが、公立保育所についても、利用者のニーズに応えるサービスの拡大を図っていくとともに、運営については民間に委ねるなど民間の力を生かし、適切な役割分担のもとで市、社会福祉法人、企業、NPOなどによる、それぞれ特色ある保育の実施が求められている。

これからの都市型保育サービスへ転換するには、様々な運営主体が多様なサービスを提供する特色のある保育を実施することにより、市民の生活環境や雇用、就業環境に見合ったサービスが提供される施設を、市民が自ら選択できる環境を作っていく必要がある。

運営主体別公設保育所(全国)



東京都の公・私立保育所の割合



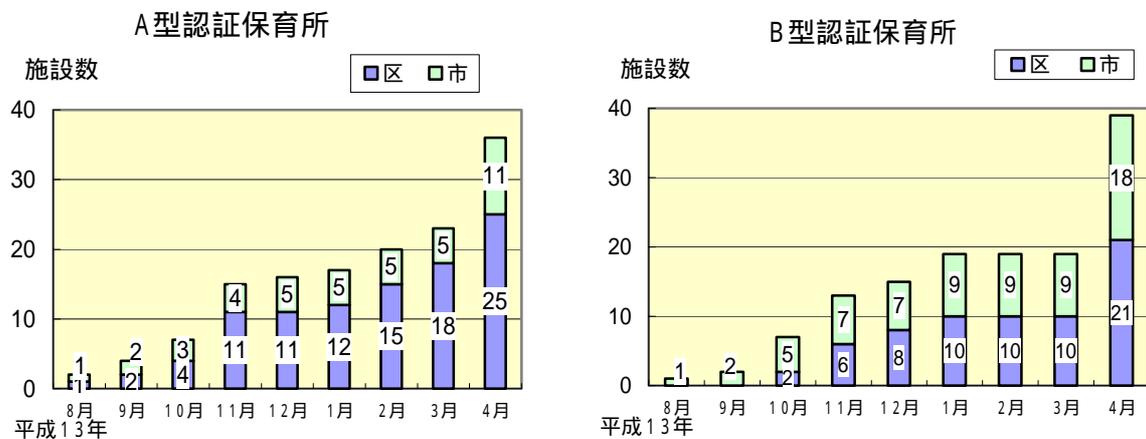
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部、東京都福祉局総務部「社会福祉施設調査報告書」

## (2) 認証保育所制度の推進

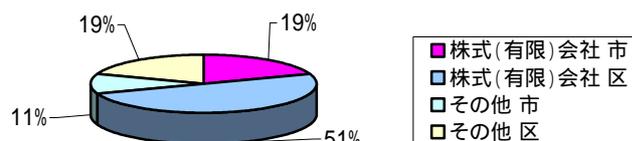
認証保育所制度は、産休明け、夜間保育など大都市特有の保育ニーズに応えるため、2001(平成13)年8月東京都の独自の制度として開始された。主に事業所等が運営するA型が2施設、小規模・家庭的保育所であるB型が1施設で始まったが、8か月後にはA型36施設、B型39施設に増加している。

首都圏では、駅前保育を実施しようとしても用地取得の問題などから、保育室や屋外遊技場の面積などの認可基準を満たすことが難しかったが、認証保育所制度では基準が弾力化されており、またA型の保育所を開設するには一定の条件で施設改修費の補助も受けられるため、企業が積極的に開設を始めている。

認証保育所が拡大することによって、認可保育所に準じる保育水準を確保しつつ、都市部の利用者のニーズに対応した保育の実施や待機児童の解消も期待できる。さらに、認可外保育所においては認証保育所制度を利用することにより、特色ある保育の確保とともに経済的な支援にもつながることが考えられ、今後の推進が望まれる。



運営主体別A型認証保育所(平成14年4月1日)



\* 4月現在のA型36施設のうち、新設保育所は27施設、うち株式会社の運営は17施設

資料：東京都福祉局総務課「東京都認証保育所一覧」

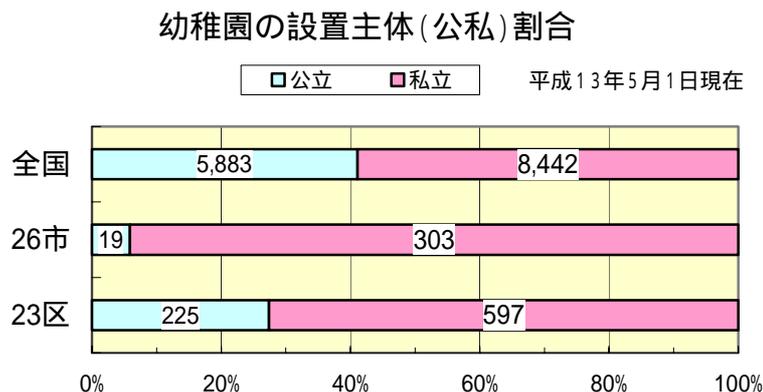
なお、認証保育所を「認可保育所を補完する公益性のある施設」と考えるなら、固定資産税や都市計画税の減免についても、認可保育所と同様の取り扱いをするなど、26市で統一した施策の検討が必要である。

## 2 幼稚園の弾力的運営と新たな子育て施設の検討

多摩地域では、市立幼稚園は7市19か所に設置されている。園数は全体の6%、定員では3%に満たず、公立幼稚園の比重は極めて低くなっている。また、保育所へのニーズが高まっている一方で、少子化の影響もあり定員割れとなっている幼稚園もある。

幼稚園は教育施設として幼児教育の重要な役割を担っているが、時代の変化に対応した様々なニーズにも応えて行かなければならない。例えば、待機児童解消、保育サービスの拡大の観点から、預かり保育の一層の推進など弾力的な運営が求められている。

また、幼稚園と保育所はそれぞれ教育施設、福祉施設と位置付けられ、設置主体、受け入れ年齢、保育時間など様々な相違があり、規制を受けてきた。しかし、対象とするのは同じ就学前の児童であり、家庭状況、子どもの発達などに合わせて選択できるようにすべきである。今後は幼保の連携を強化し、人事交流、施設の共用化などの取組みを行うとともに、就学前のすべての子どもを対象にする新たな子育て施設を検討する必要がある。



資料：文部科学省生涯学習政策局、東京都総務局「学校基本調査報告」

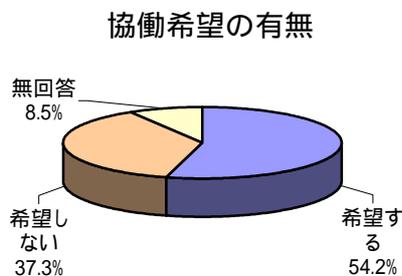
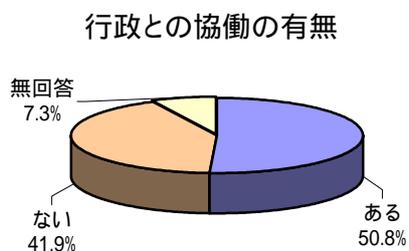
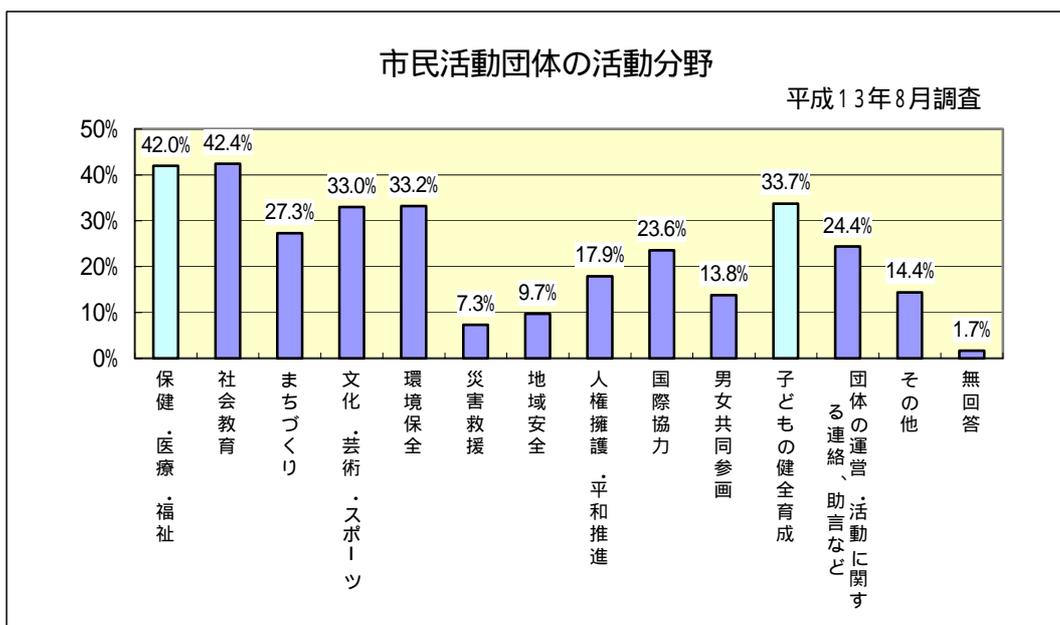
なお、幼保一元化についてはすでになんらかの自治体で先進的な取組みを行っているが、実施にあたっては「保育に欠ける」などの入所条件など解決しなければならない問題が生じている。現在、地方分権改革推進会議で幼保一元化

が検討されているが、今後の様々な保育ニーズに応じていくためにも、早急な制度改正が望まれる。

### 3 市民の自主的活動への支援

保育に欠ける児童の増加への対応や家庭で子育てを行う親に対する支援など、行政に求められる役割は大変大きくなっている。その一方でNPOやボランティア、自主サークルの活動も活発になっており、ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業などのきめ細かな子育てサービスの提供を行うとともに子育て不安の解消に役立っている。

安心して子どもを育てられるためには、家庭を支える「地域」の存在が不可欠であり、今後これらの市民団体や子育てサポーターなどボランティアの活動が重要な役割を果たしていくことが期待される。



\* 「協働希望の有無」は協働を行っていないと答えた団体の回答

資料：東京都生活文化局「市民活動団体実態調査」

そこで、NPOやボランティア団体が市民を対象とする子育てサービスを実施する場合は、運営費の補助や既存施設を利用した場の提供などの支援、連携を図っていくとともに、地域の子育て自主サークルに対しても活動の場を提供するなど必要な支援が求められている。

## 子育て支援としての保健医療事業の充実

### 1 母子保健事業の新たな展開

母子保健事業は、疾病及び障がいの早期発見や指導を中心とした事業を行ってきたが、家庭等で起きる乳幼児の事故防止対策や予防接種の接種率を高く維持していくための取組み等が重要な課題となっている。

さらに、近年、育児不安、母子の孤立化、児童虐待等が社会問題化しており、親子の心の問題への対応も求められている。そこで、今後は、児童虐待防止の観点も含めて、個別相談等一人一人に対してきめ細かく対応できる、子育て支援としての事業を充実していく必要がある。

乳幼児健康診査や両親学級、育児学級等は、育児不安の解消、親同士の交流の場としての機能を強化していくため、個別相談やグループワーク等の充実も求められる。また、共働き夫婦や父親が参加しやすいよう休日にも開催するなど、より利便性に配慮していくことも必要である。

新生児訪問は、親子の健康だけでなく育児不安など心の状態の把握に努め、身近な援助が必要な場合には、地域の子育て自主サークルやボランティア団体のサービスへ繋いでいくなど、早い時期から地域による支援に結び付けていくことが大切である。また、乳幼児健康診査未受診児の家庭は、養育環境が整っていないなど様々な問題を抱えている場合も考えられるため、未受診理由の把握に努め、健康診査の受診勧奨や訪問指導の実施等、適切な対応を図る必要がある。

最近では、乳幼児健康診査に参加した0歳児の親子に絵本を配布する、「絵本の読み聞かせを通じて親子のふれあいを深める事業（ブックスタート）」が展開されつつあり、新たな子育て支援の取組みとして注目されている。

### 2 乳幼児医療費助成制度の充実

乳幼児期は育児に手がかかるだけでなく、病気に罹りやすいことから、乳幼児をもつ家庭では子どもにかかる医療費が大きな負担となっている。

このため、全国の各自治体は、それぞれ独自に対象年齢等を設けて乳幼児に対する医療費助成事業を実施している状況にあり、子育て支援として不可欠な全国共通の取組みとなっている。

東京都においては、2001（平成13）年度、区市町村に対する補助対象年齢を就学前の児童まで拡大したところであるが、親の所得制限を設けているため、各区市町村が独自の施策として所得制限をなくすなどの取組みを行っている。その結果、各区市町村間で医療費助成を受けられる対象が異なっているのが現状である。

そこで、乳幼児の医療費助成制度は、本来、高齢者と同様に国の医療制度として確立すべきであるが、当面の措置として東京都に対しては、都内に住む就学前のすべての子ども達が医療費助成の対象となるよう、親の所得制限を撤廃し区市町村格差を是正するよう求める必要がある。

東京都区市町村の乳幼児医療費助成制度における所得制限の概要 平成14年4月現在

区域	乳幼児年齢別の養育者所得制限の有無								合計 (区市町村数)
	全年齢有り	一部の年齢で無し						全年齢無し	
		1歳未満	2歳未満	3歳未満	4歳未満	5歳未満	6歳未満		
区	1	0	0	0	2	2	1	17	23
市	7	12	5	2	0	0	0	0	26
町村	10	0	0	0	0	0	0	3	13
合計	18	12	5	2	2	2	1	20	62

所得制限は、児童手当(特例給付)の基準(1区1市の独自基準を除く)を使用

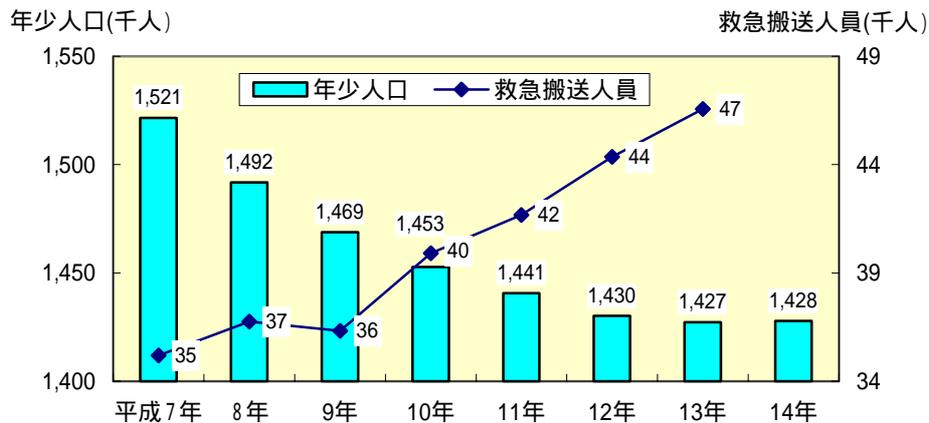
東京都市長会事務局調査

### 3 小児救急医療体制の整備

東京都の小児人口は減少傾向にあるものの、東京消防庁における14歳以下の救急搬送人員は増加傾向にあり、小児科医師の減少が進む中で、小児救急医療体制の整備充実が強く求められている。

東京都が整備する365日24時間小児科医師が対応可能な二次救急医療機関は、区部35施設、多摩地域16施設（2001（平成13）年4月現在）と、面積が広いにもかかわらず多摩地域が少ない状況であるが、東京都では整理、統合が検討されている。また、区市町村が整備する初期救急医療体制についても同様に、休日夜間急患センターや在宅当番医の施設数において、区部に比べ多摩地域が少ない状況である。その結果、特に夜間においては、二次救急医療機関に初期救急患者が集中し、本来の重症救急患者や入院患者の対応に支障を来たす状況も生じている。

### 東京都の年少人口と救急搬送人員(14歳以下)の推移



資料：〔年少人口〕東京都総務局「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(毎年1月1日現在)」  
〔救急搬送人員〕東京消防庁「救急活動の実態(毎年1～12月)」

そこで、二次救急医療体制の一層の充実を東京都に要請していくとともに、各市においても、休日夜間急患センターや在宅当番医制による、休日だけでなく平日の夜間でも対応できる初期救急医療体制の整備拡充を図っていく必要がある。

また、初期救急医療と二次救急医療の役割分担に基づく連携体制についても尚一層強化する必要がある。

### 東京都の小児救急医療体制の概要

平成13年4月現在

	実施主体	事業名	施設数(か所)	診療内容
初期救急	区市町村	休日夜間急患センター(固定制)	区部 33 市部 18 (うち、平日夜間 区部2 平日準夜 市部5)	休日の昼間・準夜 土曜の準夜 一部平日の準夜・ 夜間
		休日診療(在宅当番医)	区部 146(1休日当たり) 市町村部 55(同上)	休日の昼間 (内科・小児科)
		準夜診療(在宅当番医)	区部 44(1休日当たり) 市町村部 38(同上)	休日の準夜 (内科・小児科)
二次救急	都	休日・全夜間診療(固定制)	274 (うち、小児科医師が常時対応する施設 区部35 市部16)	休日及び全夜間 (内科系・外科系・ 一部小児科)
三次救急		救命救急センター	区部 13 市部 8	全日24時間

初期救急は、内科・小児科系が中心であるが、小児科医師が対応していない施設も含む。

準夜とは午後5時から午後10時までをいい、夜間とは午後5時から翌日の午前9時までをいう。

資料：東京都衛生局「事業概要(平成13年版)」

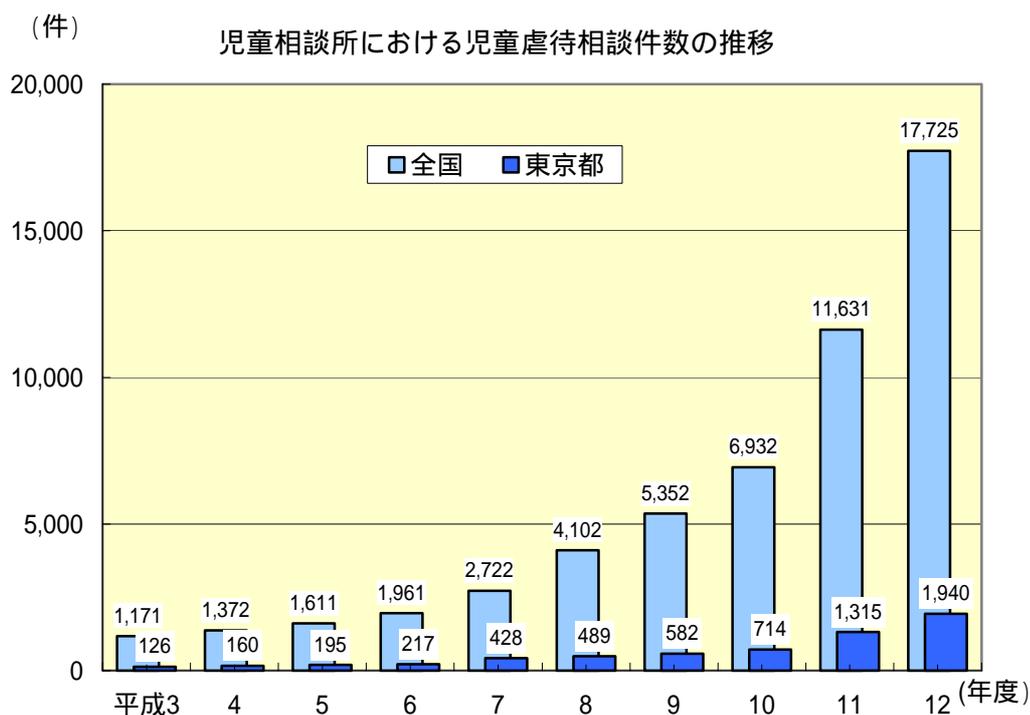
## 児童虐待を防止する取組みの強化

### 1 児童虐待問題の深刻化

全国の児童相談所に寄せられる虐待相談件数が急増しており、東京都においても、2000（平成12）年度で1,940件と過去10年間で、約1.5倍となっている。

児童虐待は外部の目にふれにくい家庭で起こっていたり、虐待を受けていても、その事実を第三者が確認することが困難なケースもあり、対応が遅れがちである。乳幼児は、被虐待児童のほぼ半数を占め、生命の危険を伴う重症例も他の年代に比べ多くなっている。

虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待のほか、養育放棄・怠慢（ネグレクト）があるが、ここ数年、ネグレクトが増加しており、東京都児童相談センターの調査では、1998（平成10）年度の処理件数は126件（18.0%）であったが、2000（平成12）年度では439件（25.8%）に増加している。



全国の児童虐待相談件数は、相談処理件数で相談受付件数とは異なる。

(平成12年度のみ、処理件数17,725件に対して、受付件数18,804件が公表されている。)

東京都の児童虐待相談件数は、相談受付件数である。

資料：〔全国〕厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調査  
〔東京都〕東京都福祉局総務部総務課調査

被虐待児童の年齢構成(全国)

(単位:%)

	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校生・他
平成10年度	17.8	26.9	36.6	13.4	5.2
平成11年度	20.6	29.0	34.5	10.9	5.0
平成12年度	19.9	29.0	35.2	11.0	4.9

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調査

虐待相談件数の増加の背景には、世間の関心の高まり等に伴い、従前潜在化していたものが通告されやすくなったことも無視できないが、育児不安や育児負担などストレスが高まっていること、子育てに対する責任意識が十分でないまま親になっている者が存在すること等が指摘されている。

虐待相談件数の増加に対応するためには、児童相談所の職員の増員や機能の一層の充実が求められる。また、各市においては、母子保健事業や子育て相談事業等により、子育てに関する正確な情報や知識の普及、育児不安や育児負担の解消を図るとともに、関係機関等の連携による啓発活動や早期発見できる体制整備が急がれている。

## 2 児童虐待防止ネットワークの構築

2000(平成12)年11月に児童虐待防止法が施行され、国や地方公共団体の責務として、関係機関等の連携強化などの体制整備が規定された。

虐待が発生する家庭は、夫婦間の問題、経済的問題や就労、疾病、人間関係のトラブル等、同時に多くの問題を抱えている場合も多い。そのため、一つの機関だけで対応するには限界があり、関係機関等が連携を図りながら一体となって支援していくことが重要である。特に、親へのカウンセリング体制や社会復帰のためのサポート体制を充実させるために、地域に身近な市町村への期待が高まっている。

厚生労働省の調査によると、2001(平成13)年6月現在、全国の区市町村の25.3%が児童虐待防止の機能を持つネットワークを設置済または設置を計画中であるが、26市では設置率が42.3%(26市の内、11市)であり、全国に比べ対応が進んでいるものの、区部の82.6%に比べ遅れている状況となっている。

そこで、各市においては、児童相談所との連携を強化しながら、地域と密着した福祉、保健、医療、教育、警察、ボランティア団体等のネットワークを図るため、児童虐待防止協議会を設置し、予防、早期発見、支援の体制を強化していくことが急務である。

## 児童虐待防止市町村域ネットワークの設置及び計画状況

平成13年6月現在

区域	区市町村数	設置済	割合(%)	設置計画中	割合(%)	合計	割合(%)	
東京都	区	23	9	39.1	10	43.5	19	82.6
	市	26	8	30.8	3	11.5	11	42.3
	町村	13	0	0	0	0	0	0
その他	3,185	489	15.4	301	9.4	790	24.8	
全国(計)	3,247	506	15.6	314	9.7	820	25.3	

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調査

さらに、児童虐待防止協議会が十分な機能を果たすためには、統一的な対応を行うためのマニュアル作成のほかに、総合的な調整機能を備えた核となる機関が役割を果たすことが重要である。そのためには、児童相談所との役割分担を明確にしつつ、サービス提供のコーディネート機能を持つ子ども家庭支援センターが機能を強化し、情報の一元化、集中化を図りながら、ケースごとの役割分担等、機動的な対応を行うことが期待されている。子ども家庭支援センターは各市に設置されつつあるが、今後は、これらのことを視野に入れて、設置する段階から検討する必要がある。

立川市では、2001(平成13)年度に東京都のモデル事業として「児童虐待防止ネットワーク事業」に取り組み、「児童虐待防止地域連携方針」の策定と「ネットワークマニュアル」の作成を行い、子ども家庭支援センターを中心とした関係機関等の連携強化を図っている。

## 子どもが育つ環境の整備

### 1 遊び場環境等の整備

高齢者や障がいを持つ人にやさしいまちづくりが進められているが、乳幼児にとってやさしいまちづくりを進めることも必要である。歩道等の段差解消は勿論であり、ベビーチェアやベビーベッドを男性用トイレにも設置するなどの配慮も求められている。また、デパートやスーパー等で子どもを一時的に預けられ、親が安心して買い物ができるような施設を望む声も強い。

また、子どもが育つ環境に不可欠な自然環境についても、保全・改善・回復する必要があり、行政の役割として重要な意味を持っている。多摩地域は都心に比べて緑が豊富であるが、貴重になった武蔵野の雑木林や崖線の保全は、子どもだけでなくすべての市民の願いであり、未来を担う子どもたちのためにも残していく必要がある。子どもも大人もゆったりと流れる時間の中で、木々

の香りや土の感触を肌で感じ、心も身体もリラックスできる場が大切なのである。

さらに、児童遊園等の公園整備や必要な遊具を整備することも、子どもの心身の発達において重要であるが、安全基準がないために事故が増加している。

2002（平成14）年3月に国は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」をまとめ公表したが、安全対策を講じることを施設管理者に求めているものの、遊具そのものの安全基準づくりには触れられていない。そこで、遊具の安全基準づくりをメーカーだけに任せるのではなく、多摩基準ともいべき遊具の安全基準づくりや推奨遊具の選定等、遊具を設置する行政自らが検討する必要がある。

## 2 子育て・子育てにおける男性の役割

仕事をするのが男性の役割で、家庭での子育てはもっぱら女性の役割と位置付けられてきた時代や、企業戦士になることが男の勲章と考えられた時代があった。しかし、子どもが育つ環境を、親や大人の視点でとらえた「子育て」でなく、子どもの視点でとらえた「子育て」から考えてみても、子育ての責任や負担を女性だけが負うということは決して好ましいことではない。男性の存在や関わりが子どもの生きる力を育てるうえで、大きな影響を与えることもある。また、子育てに男性が関わりを持つことは、女性の子育てに対する不安感を和らげるとともに、家庭の育児力を高めることにもなる。特に、多摩地域から都心までは通勤に時間がかかり、男性が日常的に子どもと関わる時間が少ないことから、男性は意識的、積極的に子育てに参加する必要がある。

また近年、地域でも父親の役割や男性の関わりを求めており、小学校や中学校のPTAを中心に「おやじの会」が結成されるなど、地域や学校の行事に父親や男性の参加が増えつつある。

男性が不在であるという点では子育て支援に関する施設も同様であり、保育所や幼稚園、児童館等の多くは、女性職員を中心に構成されている傾向にある。保育士や幼稚園教諭はもとより、用務員や給食調理員にも男性職員が配置されていなかったり、高齢者施設と比較して不十分であることが多く、行政としては男性職員の存在と役割をもっと認識する必要がある。

そこで、各市は子どもが育つ環境と子どもの心身の発達を考え、保育所や幼稚園等の乳幼児施設に、より積極的に男性職員を登用するよう考えるべきである。

## 各市が取り組む施策の提言

子育て環境を充実するための各種の施策については、26市それぞれが一層のレベルアップを図る必要があることはすでに認識しているところである。国や東京都が掲げているプランや財政支援を活用しながら、市民福祉の向上に努めなければならないのは、子育て環境の充実に限ったことではない。

しかし、子育て環境の充実を図ることを26市全体の重要課題として位置付け、各市が子育て施策に積極的に取り組み、国に対して要請する必要もある。子育て環境を充実するということは、健やかな子ども達の育成につながり、その子ども達が明日の日本を、世界を築いて行くからなのである。

そこで、様々な子育て環境を充実するための施策について、26市は一層の努力を図るものとするが、次に掲げる事項については、全市で実施することの効果と重要性を考え、統一して取り組むこととする。

### 1 認証保育所の固定資産税及び都市計画税の減免

認証保育所を「認可保育所を補完する公益性のある施設」と位置付け、固定資産税及び都市計画税の減免については、認可保育所と同様の取り扱いをすることとする。

### 2 児童虐待防止協議会の設置

児童虐待の防止と早期発見に努めるため、2003(平成15)年度までを目途に、全市に福祉、保健、医療、教育、警察、ボランティア団体等で構成する児童虐待防止協議会を設置する。児童虐待防止協議会では、連携強化のための統一的な対応マニュアルを作成するとともに、子ども家庭支援センター等の核となる機関に、情報の一元化、集中化を図りながら、ケースごとの役割分担等、総合的な調整機能の役割を持たせ、機動的な対応を行うこととする。

## 子育て支援に関する国等への要請

子育て環境を充実させるための施策は、市町村で行うべき施策と国の政策として実施すべき施策がある。子どもの健やかな成長にとって欠かせない環境として、仕事を持つ親でも子どもの乳幼児期を家庭で子育てができ、仕事に復帰できるシステム、いわゆる所得補償を含めた育児休業制度は一層充実させる必要がある。

また、現行の子育て支援策は、税法上の扶養控除と児童手当等の給付の二通りから成り立っているが、少子化の要因となっている親の経済的負担感の軽減に効果的と思われる、給付を高めていく施策が必要ではないだろうか。

そこで、東京都市長会としては、次に掲げる事項について国及び東京都に対して要請することとする。

#### 1 育児休業制度と所得補償の充実

乳幼児期の子育てが家庭ででき、仕事と家庭の両立が図られるように、一般企業等で働く者の育児休業期間を公務員と同様に、当該児童が3歳に達するまで保障するとともに、休業に伴う所得補償について現行の40%給付（休業中30%、復帰給付金10%）から、当分の間60%給付（休業中50%、復帰給付金10%）とし、給付期間についても当該児童が1歳に達するまでから、2歳に達するまでとするよう子育て環境の整備を図ること。

#### 2 児童手当の充実と乳幼児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担感を和らげるうえでは、税控除より直接給付の方が効果的と考えられるため、児童手当の額を月額5千円から第3子以降と同様、1万円に引き上げること。また、高齢者と同様に国の医療制度として乳幼児医療費助成制度を創設すること。なお、東京都にあっては、国制度としての乳幼児医療費助成制度が創設されるまでの間は、所得制限を撤廃し負担軽減の充実を図ること。

#### 3 （仮称）子育て環境充実交付金制度の創設

2001（平成13）年度まで実施していた少子化対策臨時特例交付金制度に代わる、総合的な子育て環境の充実に対する財政措置として、（仮称）子育て環境充実交付金制度を創設すること。

## 「子育て環境の充実について」グループヒアリング概要

- 1 日 時 平成14年4月27日(土)午前10:30~正午
- 2 場 所 三鷹市コミュニティプラザ4階会議室
- 3 対象者 武蔵野市、三鷹市及び調布市の乳幼児施設並びに保育所、幼稚園、学童保育及び小学校に子どもを通園、通学させている母親 14人
- 4 コーディネーター  
三好良子氏(産業能率大学、立教女学院短期大学、実践女子短期大学講師)
- 5 参加者の主な発言
  - (1) 医療費の助成  
子どもが3人おり、それぞれが風邪をひいたりする。病院はお金がかかるので、薬を回し飲みさせることもある。23区では所得制限なしで全部医療費が出ている。23区と同じように、所得制限を撤廃して全額補償して欲しい。  
就学前まで医療費を全額出して欲しいが、すぐにできなければ、3歳までは病気が多いので、そこまでは延ばして欲しい。  
杉並区から引っ越してきた。3人子どもがいて、医療費がかかるのでなかなか病院に連れていけない。同じ東京都なのに、と思う。
  - (2) 保育所の待機児解消ときょうだいの同一園の入園  
待機児を無くして欲しい。また、きょうだいを同じ園に入れて欲しい。2人でも別々な園だと大変なのに、3人、4人だと、3園、4園を回らなければならない。これは物理的に無理。定員枠に融通を利かせればうまくいくのではないか。
  - (3) 幼稚園、学校の一時的預かり  
今通っている幼稚園には延長保育があり、とても良かったという人が多い。しかし小学校に行く子どもを預かる制度がないので、親が働いていなくても放課後に一時的預かりしてくれる場があると大変助かる。  
幼稚園で預かり保育をやっているが、私立は赤字になっているとのこと。預かり保育推進のためにも、補助を充実させて欲しい。  
預かり保育などは、今ある施設を上手に使いえばお金はそんなにかからない。たとえば、日曜日に保育園は誰も使っていないので、特別に先生か保育士が来れ

ば、園庭も子ども用に作っており、安全面も問題ない。小学校の空き教室も利用できるのではないか。

#### (4) 乳幼児の公共施設の利用

学校週5日制で、幼稚園も5日制になったが、行き場所がない。「0123はらっぱ」などはきれいで、本もたくさんあるのだが、基本的に3歳児までしか行けないと聞いた。例えば休園日の土曜に幼稚園の子どもが行ける日にするなど、柔軟に対応して欲しい。

新しい施設をつくるというのではなく、今ある施設を利用して、年齢で分ける時間帯や、異年齢の子どもが出会える時間もあるというようなことを考えるべき。

#### (5) 学童保育、児童館

学童保育は3年までしか入れないが、家庭的な条件や個人のパーソナリティの問題もあるので、親の判断により卒所を延ばせるなど柔軟な対応を考えて欲しい。

世田谷区でポップという事業があり、小学校6年生まで学校開放をされていて、ボランティアなどが、学童を終えたあとの子どもたちの面倒をみている。調布でも二つ実施されているが、学校の空き教室を利用してもっとできないものか。

#### (6) 地域での子育て、ボランティア

幼稚園で子どもたちだけで一緒にコースを決めて家に帰るということをやっていた。危険だということで中止になっているが、地域のおじいちゃんなどが、ボランティアで地域のパトロール隊として、お手伝いしてもらえないだろうか。

#### (7) 子どもに優しい街づくり

小さい子でも外にひとりで出られるような安全な交通環境が欲しい。どこへ行くにも親がついていかなければならない。ある程度自立できるくらいの安全性を住宅街のなかでは確保して欲しい。

車道は対向車線があっても、歩道はやっと人が1人通れるくらいしかない道路がある。通学の際に小学生が車道にはみ出してしまうことがあり危険。

大人やウォークマンをした高校生くらいの子が、あまりにも信号無視が多い。子どもはきちんと渡っている。モラルの問題になるかもしれないが子どもを守る一つとして大人の方の意識を変える必要がある。

#### (8) 公園の整備

小さい子が砂場で遊ぶような公園はあるけれど、子どもがある程度大きくなってキャッチボールができるような遊び場があまりない。校庭開放とは別に、遊具もいらないから、フェンスだけあるようなボールが使える公園が欲しい。

木もあまり生えていないような小さな公園がいっぱいあるが、そういうところには、おじさんが寝ていたり、ワンカップが置いてあったりする。ただテーブル

ルやベンチがあるような公園は、かえって危ない。

(9) 男性の意識改革

男性の意識改革というのが、子育てにはとても大事なところ。誰が変わるよりも、とにかく旦那さえ変わってくれば、あと二人くらい生む。男性教育を企業がやり、学校がやりということが必要。

子どもがいる家庭では、土日に男性が働くことを禁止するくらいでないとだめ。自分の旦那だけに協力してって言うてもだめだから。働いたら会社が罰金を取られるから来ないでくれと、そういうくらいでやらなければ。

(10) 大人の教育の充実

子育ての公共施設で、親があまりにもフリーな気持ちで子どもを野放しにしていることがある。小さな子には危険なので、親はきちんと責任を持つべき。施設の先生も公共の場ではもっときつい目をもって、親を逆にしかるような姿勢がどんどんあっても良いのでは。非常識な親に対する注意をもっとして欲しい。

保育士、学校の先生、医者など指導者の方の教育。これがあると安心して保育園、学童にも預けられるし、安心して病院にも行かれる。

平成14年7月25日

東京都市長会事務局企画政策室

〒183-0052

東京都府中市新町2丁目77番地の1（東京自治会館内）

T E L 042(384)6396

F A X 042(384)6978

E-mail [mayors-p@crux.ocn.ne.jp](mailto:mayors-p@crux.ocn.ne.jp)